

第八回 参議院法務委員会會議錄第二二號

昭和二十五年七月十九日(水曜日)午後一時二十三分開会

本日の會議に付した事件

○小委員会設置の件

○小委員の選任の件

○小委員長の選任の件

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)

○土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(北村一男君) 只今より委員會を開きます。先ず最初にお諮り申したいことは、去十七日に本委員會の終了しました後で、委員長と理事が打合せを開きました。檢察及び裁判の運営等に関する調査の方法について協議をいたしました。その結果従前通りこの調査のため司法制度に関する小委員会、新刑事訴訟法の運用に関する小委員会、及び青少年犯罪に関する小委員会の三小委員会を設けることを決定いたしました。この三つの小委員会を設けることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) 御異議がないと認めます。よつて本委員會に只今申上げた司法制度に関する小委員会、新刑事訴訟法の運用に関する小委員会及び青少年犯罪に関する小委員会を設けることに決定いたします。

次に只今決定いたしました各小委員

会の小委員の選任の件でございますが、これはすでに委員各位の御希望もお知らせいただきまして、各小委員の数とも併せて考慮いたしまして委員長において指名いたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) それでは司法制度に関する小委員に伊藤修君、鬼丸義齋君、山田佐一君、左藤義隆君、長谷山行毅君、高橋道男君、一松定吉君をお願ひ申したいと思ひます。新刑事訴訟法の運用に関する小委員に、伊藤修君、鈴木安孝君、齋武雄君、棚橋小虎君、岡部常君、一松定吉君、羽仁五郎君にお願ひ申したいと思ひます。青少年犯罪に関する小委員に宮城タマヨ君、鬼丸義齋君、左藤義隆君、長谷山行毅君、齋武雄君、高橋道男君、須藤五郎君の方々をそれぞれ御指名申上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(北村一男君) 速記を始めて下さい。尚只今申上げた小委員に加えて、青少年犯罪に関する小委員に山田佐一君を、司法制度に関する小委員に棚橋小虎君を、それぞれ追加御指名申上げます。

次に、先例によりますとこの小委員会には小委員長を設けることになつておりますが、各小委員長をも便宜私にお願ひいたしますと思ひますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) それでは御承認を頂きましたので、私より小委員長をお願ひ申上げたいと思ひますが、従来小委員長をなさつておられました鬼丸義齋君を司法制度の小委員長に伊藤修君を新刑事訴訟法運用の小委員長に、宮城タマヨ君を青少年犯罪の小委員長に御指名申上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(北村一男君) これより法案の審議に入ります。先ず罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案を議題に供します。本法案に對して質疑がございましたら御発言をお願いします。

別に御発言がなければ質疑は終了したものと認めまして直ちに討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) 御異議がないものと認めまして討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありますから討論は終局したものと認めましてこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員長(北村一男君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決

すべきものと決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四條によつて予め多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長におきまして本案の内容、審議の経過、表決の結果を報告することに御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) 御異議がないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につきまして多数意見者の署名を附することになつておりますから本案に御賛成の方は順次御署名をお願い申上げます。

多数意見者署名
宮城タマヨ
長谷山行毅
棚橋小虎
高橋道男
鈴木安孝
山田佐一
岡部常
須藤五郎

○委員長(北村一男君) 次に土地台帳法等の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のおありの方は御発言をお願いします。

尙お手許に土地台帳法等の一部を改正する法律案の逐條説明書が配りしてございますが、これは政府委員も出席しておられますから一々これを説明して頂きますか。それとも省略してよろしいと思ひますか、御意見を承

○山田佐一君 私法務に對しては素人でありますから、こういう質問をするということが愚な質問かとは思ひますが、余りどなたも御発言がありませんからやはり逐條御説明を願つて承うして常識的に分らんとするだけでは又承わらうに頂きたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(北村一男君) それではさうに進行いたしたいと思ひます。

○政府委員(村上朝一君) この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要につきましては前回法務總裁から説明があつたのでございますが、尙逐條につきまして私から御説明申上げます。

第一條は土地台帳法の規定を改正するための條文であります。

先ず「政府」を「登記所」に改める。となつておりますが、これは前回法務總裁から御説明申上げた通り、土地台帳所管庁を従来税務署でありましたのを、地方税法案に歩調を合せまして、税務署の所管から外しまして、登記所の所管としたというための改正なのであります。従来は法律の上には「政府」とありまして、施行規則にはこれを「税務署」或いは「税務署長」と具體的に命令に定めておつたのであります。が、この度の移管に伴ひまして土地台帳法の法律の上で「政府」とありましたのを「登記所」と改めることにいたしました。法律自体において所管庁を明らかにするということにいたしましたのであります。

次は目次の修正でありますので、これは内容の改正に伴う形式的な整理であります。

次に土地台帳法の第一條であります。お手許に配付してあります土地台帳法及び家屋台帳法の新旧対照表というものがございまして、新旧対照表を御覧になつて頂いた方がお分りになるかと存じます。土地台帳と申しますのは課税のための台帳であると同時に、個々の土地の内容、範圍を明らかにするといふ意味で地籍の台帳、地籍簿といふ意味と二つの役目を持つておるわけでありまして、従来の土地台帳は課税台帳であるといふ点に主たる意義を持つておりましたために、土地台帳の登録も、土地の状況を明確に把握して地租の課税標準たる土地の賃貸価格の均衡適正を図ることをその目的としておつたのであります。この度の改正によりまして土地台帳は土地の状況を明確にする、地権の客体であるところの個々の土地の状況を明確にするという地籍簿たる性格を主とするものになりますので、その趣旨に従つて本條を改めることにいたしましたのであります。

尚台帳事務と不動産登記事務を同じ登記所で取扱はせるのが適當でありますので、この本條に第二項を新設いたして当該土地につきまして登記の事務を掌る登記所が行うということにいたしましたのであります。

第二條は従来通りでありまして、次は第三條で、地方税法の改正によりまして課税物件と非課税物件との範圍に異動を来しましたので、これに対応して第一種地及び第二種地の區別に関する本條の規定を整理いたしましたのであります。第一種地といふのは課税物件

件であり、第二種地は非課税物件なのであります。

次に第四條は賃貸価格という文字を現行法から削除するわけでありまして、これは前の總裁の説明にもございまして、地方税法の改正によりまして土地家屋の賃貸価格という制度がなくなりまして、市町村が不動産の評価をして評価価格を土地家屋の台帳の複本に記入するということになりましたので、賃貸価格の制度の廃止に伴ひまして整理いたしましたのであります。

次に第五條であります。やはりここで現行法第五條の賃貸価格というのを削除いたしましたのも同じ理由であります。尚又この従来の土地台帳法の第五條第二項には「土地台帳に關し必要な事項は、命令でこれを定める。」という規定がございまして、これはこれに代るべき規定が土地台帳法の四十三條の四として新設されておりますので第二項を整理いたしましたのであります。

次に第九條であります。これも先程申しました賃貸価格の廃止に伴ひまして、土地台帳には賃貸価格を書かないことになつておるわけですが、市町村に保管しております土地台帳の複本に不動産の価格を書くことになつておりましたので、その価格を市町村長から登記所に通知するという規定が地方税法の方で四百三十六條として規定があるわけでありまして、この規定に基づきまして通知がございましたらば土地台帳の原本の方に土地の価格を記載して置く。これは登記所として土地の価格を記載して置くというところは、課税対象でなくなつた建前から申しまして必ずしも必要ではないのでありますけれども、土地台帳の謄本を取れば不動産

の価格も同時に分るという便宜があらますので、かような重要な台帳でありますので、原本所管庁である登記所、それから複本所管庁である市町村といふに両方に危険を分散しておるわけなのであります。その意味におきまして、仮に市町村の台帳の方が複本が焼けてしまつても、この原本を見れば再製は容易であるという途を開く必要もあらますので、通知によつて記載するということにいたしましたわけなのであります。

次に十條を整理いたしましたのは、先程申しました賃貸価格の廃止に伴うからであります。次に十一條から十七條まで削除といふことになっております。これもすべて賃貸価格に關する規定なんでありまして、その規定も必要がなくなりまして削除いたしました。

○山田佐一君 説明を途中で切つて質疑をしようかとやたらどうでしようか。それとも全部逐條やつてから質疑をやりますか。或る一條々々で分らんとことを質疑して行きますか。
○委員長(北村一男君) 政府委員の御説明は一條ごとに終つて、その條に御質疑がございましたらば質疑をなさつて差支えありません。
○山田佐一君 この賃貸価格がなくなつて、価格といふことになるようではあります。この価格が現在問題になつております賃貸価格の八百倍、九百倍といふのかそれになるわけでありまして、ね。それとも別に価格といふものをば、評価委員が何かやつて評価するのですか。価格の算定を出すといふものはどういふような基準になつておりますか。

○政府委員(村上朝一君) これは地方税法の方の問題であります。価格は不動産の評価をいたしました価格をつけるわけでありまして、評価を終るまでに相当期間を要するわけでありまして、今問題となつております八百倍、九百倍という問題は取敢えず従来の賃貸価格で算定いたしました。正式の評価が終るまでの一年間暫定的ということになるのであります。

○山田佐一君 そうしますと評価委員といふものができて、毎年々々この評価を算定して出すのでありますか。
○政府委員(村上朝一君) 評価委員会を設けて、評価委員の評価に基いて評価することになつておるようであります。

○山田佐一君 評価委員の主催者は市町村長ですか。
○政府委員(村上朝一君) そうであります。
○山田佐一君 それで了承いたしました。ところまでの説明を終りましたので次に「第三章を第二章とする。」というところでありまして、これは従来の第二章が賃貸価格に關する規定でありまして、第一章全部なくなりましたので次の第三章が第十九條であります。これは「土地が滅失したとき」といふのを現行法に加えたのであります。つまり第一種地が第二種地となつた場合の外、土地が滅失したときに土地所有者から申告をしなければならぬという規定に改めたのであります。これは従来家屋台帳法には家屋滅失の場合の申告の規定がありまして、不動産登記法にお

きまして土地の滅失の登記という規定がありまして、土地台帳における登録を前提としておりますので、従来の現行法の不備であつたかと思われるのであります。この不備を補ひますために土地の滅失の場合にも申告を要することとしたのであります。

○委員長(北村一男君) お諮りいたしますが、逐條御説明を頂くといふ字句のあるものを削除するといふような改正が多いようございまして、さういふものも逐條的に説明を願ひますか、どうですか。政府委員において特に注意をしなければならぬ点だけに限つて説明を願ひますか、どういたしますか。

○棚橋小虎君 余り長くなりますから特に大事な点だけを拾つて御説明願ひたいと思ひます。
○委員長(北村一男君) それでは御異議ございせんか。
○異議なしと呼ぶ者あり
○委員長(北村一男君) それじやさういふふうに特に重要な事項に限つてどうぞ御着席のまま御説明をお願いいたします。
○政府委員(村上朝一君) 形式的な整理の規定を省きまして内容についての改正のあります点を……
次に三十七條でありますけれども、現行法の第三号によりまして一筆の土地の一部が所有者を異にするときには政府は職権でその土地を分筆するといふことになつております。併し土地所有権の移転は先ず不動産登記法によりまして登記をいたしました後に登記所から台帳所管庁に通知が来、その通知に基いて初めて台帳に登録がなされる

ということに現行法でなつておりま
す。又土地の一部の所有権の登記を移
転するといふためには前提として台帳
法第二十六條による分筆を必要とする
のでありまして、通常本條第三号に分
筆をする余地は生じないわけでありま
す。大体例外といひまして未登記の
土地が収用された場合には、起業者か
らその旨を台帳所管庁に申告する取扱
いに大体なつておりますので、この場
合には台帳法施行規則によりまして登
記所からの通知を待たないで所有権の
移転を登録することに現行法でなつて
おるわけでありまして、現行法の二十
七條もその趣旨だろつと考えるのであ
りますが、このことを明らかにするた
めに「一筆の土地の一部が所有者を異
にする」場合といふことに改めたので
あります。

次に三十一條であります。現行法
におきましては地目の変換といふのは
第一種地即ち地租のかかる土地の中で
の地目の変換だけを指して申しておつ
たのであります。従いまして第二種地
の地目を変換するといふことは從來な
かつたのであります。課税の便宜か
ら申しますとそれでよかつたのであり
ます。けれども、地権の客体である
ところの土地の状況を明らかにすると
いふ意味から申しますと、第一種地の
みならず第二種地につきましても地目
の変換といふことを認めることが適當
である、かように考えまして第二種
地についての地目の変換といふことを
認めることにいたしましたのであります。
次に三十七條の三であります。これ
は從來土地台帳の謄本は、施行規則に
よりまして交付されることになつてお
りますけれども、閲覧は許されておら

ないのであります。台帳をちよつと見
せて貰つてそれを写して置きたいとい
ふような必要がありまして、閲覧を
するといふことは許されておらなかつ
たのであります。が、今後ますます「登記
と台帳との関係が現在以上に密接とな
つて参りまして、閲覧の必要を生ずる
場合が一層増加することが考えられま
すので、從來の謄本の登記の制度の外
に台帳の閲覧の制度を認めることにい
たしたのであります。

次に三十八條であります。土地台
帳に登録した事項に変更を生じた場
合、例えば第一種地から第二種地に変
換する、或いは反対に第二種地が第一種地
になる、或いはその種類の中で地目が
變つたといふ場合には、申告に基いて
地目の修正、地籍の変換等が行われま
す。登録事項の申請がなされること
になるわけでありまして、これらのこと
は從來も三十一條、三十二條その他で
特に明記されておりますが、台帳の登
録及び申請は本来、台帳所管庁が職権
を以て行うべきものであります。す
で、特に各本條で登録を修正すべき旨
を規定してあります。場合にても、土
地台帳に登録した事項に変更を生じた
場合には、その登録を修正するといふ
ことを特に明らかにしたのであります。
す。例えば登録された者の住所、氏名
に変更を生じた場合の申告に関する規
定が三十七條の二にありますが、これ
も、その申告があつた場合の登録の修
正は勿論のこと、或いは行政区画の変
更に伴う字の名称、或いは地番の変更
に伴う登録の修正といふようなことも
本條によつてなされることになるわけ
であります。それから本條の第二項は
台帳に誤りがあるといふことを発見し

たときの訂正の規定であります。從來
かような規定がなかつたのでありま
す。実際の取扱いにつきましては誤謬
があれば申出でによつて訂正するとい
ふことをやつておつたのであります。
その趣旨を法律の上に明らかにすると
いふ意味におきまして、第二項を新設
したわけでありまして、

次に四十一條の二であります。官公
署或いは土地収用の場合における起業
者等が不動産の表示、登記名義人の表
示の変更、或いは相続による所有権移
転の登記等を本人に代つて代位してで
きるというところが、不動産登記法或いは
自作農創設特別措置登記令等に規定が
あるものであります。これらの場合に
は、先ず前提として土地台帳法の登録
の修正を必要とするのであります。修
正を要するものが通常なのであります。
然るに土地台帳法には不動産登記法等
にありますが、これらに不動産登記法
等が設けてあります。これらの不動産登記
法の規定の運用の余地が非常に少い
ので、取扱ひ上極めて不便をされてお
りましたので、法令によつて代位登記を
囑託し又申請し得る場合に、その暫定
として台帳法による申告をも代位によ
りなし得るものとしたのであります。こ
の不便を除くことによりたしたのであ
ります。

次に四十三條であります。地方税
法案の七百三十四條によりまして、東
京都の区に存する区域及び特別市にお
きましては、都或いは特別市が固定資
産税を課するものとされておりますの
で、この場合には台帳の謄本の備付の
場所、或いは申告經由機關等、通常の
場合市町村或いは市町村長となつてお

ります場合を、東京都又は特別市の場
合には都知事又は特別市の市長とする
のが適當であるのであります。
向一方地方税法案によりまして、東
京都の区即ち特別区であります。東
京都の特別区は、都の條例の定めると
ころによつて都の課することのできる
固定資産税を、特別区税として課する
ことができるという規定が地方税法案
の中にあるのであります。七百三十六
條として入つておるのであります。が、
特別区税として区で固定資産税をとり
ます場合には、土地台帳謄本の備付場
所或いは申告經由機關等は、或いは都
知事だけでなく特別区又は区長とする
のが適當でありますので、この但書を
設けたのであります。

次に四十五條であります。これは罰
則の申請であります。現行法でこの
土地の検査を妨げ又は忌避した場合の
罰則として、五百円以下の罰金として
おります。これは、地方税法の罰則とし
て、衡上余りにも低過ぎるということで、
地方税法に鈞合をとりましてかように
改正することにいたしましたのでありま
す。これで大体土地台帳法改正の重要
な部分についての御説明を終ります。
○高橋道男君 不馴れでございませ
う、或いは以前に審議されたことを繰
返してお聞きしますことになつても知
れませんが、地目の変換についてお尋
ねしたいと思ひますが、これは事実問
題として、從來は或いは宅地を畑、或
いは田畑であつたものを宅地等に使用
していたものが相當であると思ひので
あります。これは地目変更ではなしに使
用変換であらうと思ひのであります。
が、そういうことが使用でありまして
もその実情が變更された場合には、一

月以内に申告しなければならぬのが
この建前であるかも知れませんが、そ
ういふことをやらずに便宜使用して使
用の変換をしていたものが今までに相
當あつたと思ひます。そういうことが
先般の農地改革について、実情と
登記との相違によつていろいろの齟齬
を来しておつたことも聞くのでありま
すけれども、そういう使用変換の場合
についての拘束というものはその所有
者の自発的意思による申告以外にはな
いのであります。

○政府委員(村上朝一君) 只今お話の
ありましたような場合は、第三十二條
に規定がございまして先ず所有者が申
告するわけでありまして、所有者の申告
のなかつた場合におきましては、先程
御説明申し上げましたような三十八條の
規定によつて、土地台帳の登録に誤り
があることを発見した場合に、これを
訂正するといふ規定、及び第十條に
これは一般的な総則としてございま
すが、申告がなかつても申告がないとき
は申告を不相当と認めるときは、登記
所の調査によつてなされる、かような
規定になつておりますので、必ずしも
申告がなかつても地目の修正は行われ
る場合があるわけでありまして。

○高橋道男君 もう一つお尋ねしたい
のでございしますが、一昨日の總裁の提
案理由の説明の中の第三に掲げてあり
ますが、これはこの條文のどこに相當
しているか存じませぬけれども、土地
異動に關して市町村を経由してするこ
とになつてゐるけれども、直接登記所
に對してするものでもございといふこと
の意義は、登記所に対してだけすれば
市町村に對してはしなくてもいいとい
ふ意味なのか、両方共やはりしなけ

ればならないかという点は如何ですが。

○政府委員(村上一君) 両方にしなければならぬという意味ではないのでありまして、従来は必ず市町村を経由しなければならぬ。直接登記所に申告することができなかったものであります。今度は市町村を経由してやつてもよろしい。又直接登記所に申告してもよろしい、そういう意味であります。

○高橋道男君 重ねて伺います。市町村の方へは届出をしなくてもいいという意味なのですか。市町村の方には必ずしなければならぬという意味ですか。

○政府委員(村上一君) 台帳法による申告といふことは登記所だけにすればいいのであります。登記所にした場合に登記所にした上更に市町村にすると、これは台帳法は要求してないのであります。

○委員(北村一男君) 外に只今政府委員の御説明になりました土地台帳法の主たる事項について、御質疑がございましたらば御願ひしたいと思います。

○政府委員(村上一君) 家屋台帳法につきましては第一條であります。これは先程土地台帳法の第一條について申し上げましたのと同じ趣旨で改めたのであります。即ち台帳登録の

目的をどのように改めたのと、それから登録の事務を当該家屋につき不動産登記の事務を掌る登記所で行うこととしたのであります。

次に第六條であります。これも現行法にない規定でありますけれども、先程土地台帳法について申し上げましたのと同じ趣旨におきまして、家屋の異動がありした場合に、先ず所有者の申告により申告がないときは又は申告を不相当と認めるときは、家屋番号、種類、構造、床面積は、登記所の調査で登記所がこれを定めるということになりましたのであります。

次に第十四條であります。これも先程申し上げた土地台帳法の十八條に相当する規定であります。家屋の価格を記載すべき家屋として登録することを要する家屋の異動申告について、一ヶ月内に申告をしなければならぬ、ということにいたしますと同時に、国有の家屋が拂下げによつて私有になつた場合のように、台帳に登録することを要しない家屋が新たに登録を要する家屋となつた場合の申告に関する規定が、従来不備でありましたのを新たにその規定を設けたのであります。

次に第十五條であります。これも土地台帳法の十九條に相当する規定であります。家屋の価格を記載しない家屋として登録することを要する家屋、即ち言葉換へますと税金のかからない家屋であります。税金のかからない家屋として登録するを要する家屋の異動申告について本條に規定を置いたのであります。これは現行法にもこれに相当する規定があるのでありますけれども、現行法の十四條と十八條を併

せて規定したわけでありまして。

次に十九條であります。これは土地台帳法の四十條と全く同趣旨の規定であります。従来家屋台帳法にはこの規定がなかつたのでありますけれども、その不備を補うためにこの十九條を新たに置くこととしたのであります。

その外は第二十二條におきまして土地台帳法の規定を多数準用いたしておりますが、大体において土地と家屋との特殊性に基く差違を除きましては、土地台帳法と同じ歩調で家屋台帳法を改正しようという趣旨であります。

○委員(北村一男君) 只今政府から御説明のありました家屋台帳法の主な改正点について、御質疑のある方は御発言を願ひます。

〔質問なしと呼ぶ者あり〕

○委員(北村一男君) それでは政府から不動産登記法の改正について御説明を願ひます。

○政府委員(村上一君) それではこの法案の第三條にありますが不動産登記法の改正につきましては主なる点を申し上げますと、先ず不動産登記法の第十一條を削除することになっております。

これは従来台帳所管庁と登記所とが別々にやりましたために、相互に通知をする規定であります。これは登記所と同じ所で取扱ふことになりました。その通知が不要になりましたので削除することになりましたのであります。

次に三十九條の二を新設することになったのであります。これは土地台帳及び家屋台帳が登記所に移管になります。できるだけ事務の簡素化と関係人の便宜のために、台帳法による申

告と登記の申請とを兼ねた一個の手続で、一回登記所へ出れば両方の申告と申請とができるということにいたしました。この場合登記に必要な登記税を納付すれば、別に登記の申請をしなくても、台帳法による申告を同時に登記の申請とみなして取扱ふということにいたしました。同様の趣旨で第八十條の二、九十二條の二或いは百七條の二等におきまして、台帳事務と登記事務とが同じ登記所で扱われることになつたことによる簡素化を図つたのであります。

次に百五條と百六條であります。これは登記所に土地台帳及び家屋台帳を備へることになれば、所有権保存登記の申請の場合に、申請書の記載と台帳の記載とが符合しなければならぬ、特に台帳簿を提出して所有権を証明するという必要はなくなりまして、現行法にありますが台帳簿の添付を必要とするという規定を止めて、その趣旨において條文を整理いたしましたのであります。

不動産登記法について主なる点は以上の通りであります。その外この三つの法律を通じて今申し上げませんでした点は、只今申し上げました改正に伴う整理或いは現在法令にありますが規定を法律の方へ動かしたというような趣旨であります。その他内容は現行法と大体において同一であります。

最後に附則についてちよつと申し上げますが、この附則は現行法の附則にありますが規定を、今後必要と考えられる規定を残したのが大部分であります。特に重要な規定もないかと思ひますが、ただこの附則第一項の施行期

日につきましては、これは地方税法施行の日から施行することになつておりますが、御承知のことと存じますけれどもこの法律は地方税法が改正になることを前提として、而も同時に施行される見込で立案されております。又地方税法の方もこの法律が成立して同時に施行されることを前提として、この法律の條文を引用してきておるのであります。いわば地方税法とこの法案とは一蓮托生の関係にあるのであります。そういう趣旨をお含みの上御審議をお願いしたいと思います。

○委員(北村一男君) 只今の御説明に対して質疑のある方は御発言願ひます。

本案につきましては尙次回に質疑を続行することといたしまして、本日はこの程度で散会いたしたいと存じます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(北村一男君) では本日はこれで散会いたします。次回は追つて公報で御通知申し上げます。

午後二時二十四分散会
出席者は左の通り。
委員 北村 一男君
理事 宮城タマヨ君
委員 鈴木 安孝君
長谷山行毅君
山田 佐一君
棚橋 小虎君
岡部 常君
高橋 道男君
須藤 五郎君
政府委員 法務政務次官 高木 松吉君
民事法務長官 田中 治彦君
法務府民事局長 村上 朝一君